

疑義貨物に係る生産者通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書第 号により通知した疑義貨物について、関税定率法第 21 条第 6 項の規定により、下記の事項を通知します。

記

1. 生産者の氏名・名称

2. 生産者の住所

(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税定率法第 21 条第 10 項の規定により禁止されています。

(規格 A4)